

(公 印 省 略)  
猪こ第240号  
令和5年3月23日

町内保育所等に在籍する3号認定  
(0～2歳児)の保護者様

猪名川町長 岡本 信司

新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額(保育料)減免措置の廃止について(通知)

平素は本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園及び出席停止等を行った場合の利用者負担額につきましては、国の通知に基づき、皆様のご協力を得ながら日割りによる保育料の減免を行ってまいりました。

しかしながら、感染拡大防止対策は新たな行動制限を行わず、社会経済活動との両立を図ることを基本的な考えとして、臨時休園等を国から要請することは想定されない状況となっております。こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額(保育料)の減免措置につきましては令和5年3月分の保育料まで現在の取り扱いを継続した上で、令和5年4月以降は廃止となる旨国から通知がございました。(令和4年12月27日付国通知)

つきましては、本町としましても国と同様の取り扱いとすることと致します。ご理解賜りますようお願いいたします。

《問い合わせ先》

猪名川町生活部こども課子育て支援担当

TEL 072-767-7477

事務連絡  
令和4年12月27日

各都道府県、指定都市、中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の  
利用者負担額の減免措置について

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の利用者負担額については、令和2年2月及び3月に子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の改正等を行い、新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により保育の提供を受けられなかった日がある場合には、その日数に応じて利用者負担額を日割りにより減免とすることとしています。

この減免措置については、令和2年の感染拡大初期段階において、地域における感染拡大を防ぐため、利用する子どもの感染の状況に関わらず保育所等の臨時休園等を行うことを、国から地方自治体に要請していたことを踏まえ設けたものです。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策は新たな行動制限を行わず、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することをお願いしています。このため、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっています。こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置については令和4年度末まで現在の取扱いを継続した上で、令和5年4月以降は廃止することとしております。

各地方自治体におかれては内容について御承知頂くとともに、管内の利用者や保育所等、関係団体への周知をお願いいたします。また、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）においても同様の対応が取られるよう、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

【照会先】

内閣府 子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）付  
給付担当  
TEL：03-5253-2111（内線 38344, 38346）  
[kodomo-kyufu@cao.go.jp](mailto:kodomo-kyufu@cao.go.jp)  
厚生労働省 子ども家庭局  
保育課  
保育調整係  
TEL：03-5253-1111（内線 4856, 4855）  
[hochou@mh.lw.go.jp](mailto:hochou@mh.lw.go.jp)